

議会議案第16号

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月16日

加賀市議会議長 今津和喜夫 様

提出者

加賀市議会議員	上田朋和	加賀市議会議員	辰川志郎
〃	上野清隆	〃	稲垣清也
〃	荒谷啓一	〃	中谷喜英
〃	一色眞一	〃	林直史
〃	東野眞樹	〃	山口忠志
〃	中川敬雄	〃	林茂信
〃	南出貞子	〃	川下勉

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

従来、若年層の問題とされてきたひきこもりは、平成 30 年の国の調査以降、40 歳から 64 歳の中高年層にも及ぶことが明らかとなっており、高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯に係る問題である、いわゆる「8050 問題」に象徴されるように、ひきこもり状態の長期高年齢化が深刻な社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、平成 22 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が若者世代に限られており、また、平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」は、対象者を現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に限定している。

ひきこもりの背景には、本人や家族の病気、介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立などの要因が複雑に重なり合っていることに加え、本人が希望する社会との関わり方も様々であることから、一人一人に寄り添った多種多様な支援の選択肢が求められ、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

よって、国におかれては、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題と捉え、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法の策定など、ひきこもり支援に関する法整備を早期に図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第17号

自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月16日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	稲 垣 清 也
〃	上 野 清 隆	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉
〃	辰 川 志 郎		

自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の免許保有者数は、2013年と比較して、75歳以上は約1.7倍、80歳以上は約1.8倍となっており、今後、ますます高齢運転者が増えていくと想定される。

地方公共団体において、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となっている。国では、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体による対策の効果を実証調査しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、国におかれては、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を進めるため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発を促進するとともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第18号

現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月16日

加賀市議会議長 今津和喜夫 様

提出者

加賀市議会議員 林 俊 昭

〃 若 林 高

〃 一 色 眞 一

現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、
現行の保険証を廃止しないよう求める意見書

政府はマイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止するとしているが、「マイナ保険証」をめぐる問題は問題が続出し、多くの国民が不安を抱えている。窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。こうした事態に被保険者や医療現場からも懸念の声が上がっている。とりわけ、認知症高齢者をはじめとするデジタル弱者にとっては家族等の手助けがあって初めてマイナンバーカードを申請、取得し、さらに暗証番号の管理、診察のたびにマイナ保険証を持参することなど、容易ならざることを踏まえると、稚拙な一本化は、健康保険証を持つことができない「保険証難民」の発生さえ危惧され、国民皆保険が根底から揺らぐ事態になりかねない。

いま必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るために政府の冷静な判断が求められている。

上記の趣旨から、国におかれては、次の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。
- 2 現行の保険証を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。